

墨田区社会福社会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（使用の手続）</u></p> <p>第4条 会館の施設を<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>（使用の不承認）</u></p> <p>第5条 区長は、会館の施設の<u>使用</u>について、次の各号の<u>いずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。</u></p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p><u>（貸切りの使用）</u></p> <p>第6条 第3条第5号及び第6号に掲げる施設（以下「ホール等」という。）については、会館の事業の遂行に支障がない限り、貸切りで<u>使用</u>させることができる。</p> <p><u>（使用料）</u></p> <p>第7条 ホール等を貸切りで<u>使用</u>しようとする者は、第4条の<u>使用承認</u>の際に、別表の範囲内で墨田区規則（以下「規則」という。）で定める<u>使用料</u>を前納しなければならない。</p> <p>2 区長は、特別の事由があると認めるときは、前項の<u>使用料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>（使用料の返還）</u></p> <p>第8条 <u>既に納めた使用料</u>は、返還しない。ただし、区長が相当の理由があると認めるときは、その全額を返還することができる。</p> <p><u>（使用権の譲渡等の禁止）</u></p> <p>第9条 第4条の<u>使用の承認</u>を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p><u>（設備変更等の禁止）</u></p> <p>第10条 <u>使用者</u>は、会館施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は施設備え付け器具以外の器具を使用してはならない。</p>	<p><u>（利用の手続き）</u></p> <p>第4条 会館の施設を<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>（利用の不承認）</u></p> <p>第5条 区長は、会館の施設の<u>利用</u>について、次の各号の<u>一に該当すると認めるときは、利用を承認しない。</u></p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p><u>（貸切りの利用）</u></p> <p>第6条 第3条第5号及び第6号に掲げる施設（以下「ホール等」という。）については、会館の事業の遂行に支障がない限り、貸切りで<u>利用</u>させることができる。</p> <p><u>（利用料）</u></p> <p>第7条 ホール等を貸切りで<u>利用</u>しようとする者は、第4条の<u>利用承認</u>の際に、別表の範囲内で墨田区規則（以下「規則」という。）で定める<u>利用料</u>を前納しなければならない。</p> <p>2 区長は、特別の事由があると認めるときは、前項の<u>利用料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>（利用料の返還）</u></p> <p>第8条 <u>すでに納めた利用料</u>は、返還しない。ただし、区長が相当の理由があると認めるときは、その全額を返還することができる。</p> <p><u>（利用権の譲渡等の禁止）</u></p> <p>第9条 第4条の<u>利用の承認</u>を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第10条 <u>利用者</u>は、会館施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は施設備え付け器具以外の器具を使用してはならない。</p>

ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の取消し等)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 使用の目的に違反したとき。
- (2) 〔略〕
- (3) 災害その他の事故により、会館を使用することができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は前条の理由により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

別表

区 分	使用料(1時間につき)
ホール	880円
講習室	270円
和室	270円
設備及び器具	550円

付記 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料については、なお従前の例による。

ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用の取消し等)

第11条 区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止することができる。

- (1) 利用の目的に違反したとき。
- (2) 〔略〕
- (3) 災害その他の事故により、会館の利用ができなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

〔同左〕

第12条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は前条の理由により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、ただちに施設を原状に回復しなければならない。

別表

区 分	利用料(1時間につき)
ホール	800円
講習室	250円
和室	250円
設備及び器具	500円

〔新設〕